

## 【住宅改修 受領委任払 利用者負担額（1割）の算出について】

1円未満の端数は切り上げます。

（例）住宅改修費が123,456円の場合

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 123,456 \text{円} \times 1/10 = 12,345.6 \text{円} \\ &12,346 \text{円}（1円未満の端数切り上げ） \end{aligned}$$

新たに住宅改修をすることにより、合計金額が支給限度額（20万円）を上回る場合には、支給限度額内の購入費に10分の1を乗じた金額と、支給限度額を超える金額の合計を利用者負担額として支払います。

支給限度額（20万円）を超える金額は、住宅改修費の支給対象になりません。

（例）すでに工事費155,555円の住宅改修をしている利用者が、新たに100,000円の住宅改修を行った場合

$$\begin{aligned} \text{（支給限度額内の改修費）} &= 200,000 \text{円} - 155,555 \text{円} \\ &= 44,445 \text{円}（ ） \\ \text{（支給限度額を超える改修費）} &= 100,000 \text{円} - 44,445 \text{円} \\ &= 55,555 \text{円}（ ） \\ \text{（利用者負担額）} &= 44,445 \text{円} \times 1/10 + 55,555 \text{円}（ \times 1/10 + ） \\ &= 4,444.5 \text{円} + 55,555 \text{円} \\ &= 59,999.5 \text{円} \\ &60,000 \text{円}（1円未満の端数切り上げ） \end{aligned}$$